



福岡医発第1985号（地）

平成24年11月13日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

（公印省略）

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その10）」の送付について

今般、厚生労働省より、「疑義解釈資料の送付について（その10）」が発出された旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、本件について、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本資料につきましては、本会会員専用ホームページ→医療保険→「平成24年度診療報酬改定について」に掲載いたしますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

(保 160)

平成 24 年 11 月 5 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 10）」の送付について

平成 24 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、平成 24 年 3 月 6 日付日医発第 1114 号（保 253）「平成 24 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知の送付について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、平成 24 年度診療報酬改定に関する Q & A「疑義解釈資料の送付について（その 10）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

【添付資料】

疑義解釈資料の送付について（その 10）

（平 24.11.1 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
平成24年11月 1 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課	}	御 中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その10）

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第76号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第1号）等により、平成24年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添1から別添2のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

医科診療報酬点数表関係

【病理診断】

(問 1) N006病理診断料の注 2 に示されている「病理診断を専ら担当する医師」には、細胞診を専ら担当する医師を含んでいるか。

(答) 含んでいる。

(問 2) 病理診断や細胞診を専ら担当する医師には、日中診療を行い、診療が終了後に病理診断や細胞診を行っている医師も含まれるか。

(答) 含まれない。

【障害者施設における給付調整】

(問 3) 医師配置のある障害者支援施設の入所者について、その障害による症状が悪化した場合や障害の特性に応じて、配置医が内科であるものの、外部の特定の内科やその他の科の医師でなければ当該障害に応じた専門的な診療が困難な場合に、当該外部の医師が診療を行うことは、「特別養護老人ホーム等における療養の給付等の取扱いについて」(平成十八年三月三十一日厚生労働省保険局医療課事務連絡) 3にある、「みだりに診療」に該当するのか。

(答) 医師配置のある障害者支援施設の入所者の症状の悪化や障害の特性に応じた受診に伴い、例えば、配置医が内科である場合であって、当該入所者の障害の特性に応じて、内科の特定の医師やその他の科の医師による患者個々人の病歴や状態に応じた専門的な診療が必要となる場合も想定されるため、当該診療の必要性を配置医が認める場合において、当該入所者からの求め(入所者のニーズを踏まえた家族や施設側からの求めによる場合を含む。)に応じて外部の医師が診療することは、「みだりに診療」には該当しない。

なお、「特別養護老人ホーム等における療養の給付等の取扱いについて」の運用上の留意事項について(平成十八年四月二十四日厚生労働省保険局医療課事務連絡) 3にあるとおり、入所者からの求めによってではなく、医学的健康管理のために定期的に特別養護老人ホーム等を訪問して診療する場合は、その保険医は、配置医師とみなされることに留意すること。

歯科診療報酬点数表関係

【周術期口腔機能管理計画策定料、周術期口腔機能管理料】

(問 1) 平成24年3月30日付け事務連絡の間6において、周術期口腔機能管理を必要とする患者でう蝕や歯周病等がない場合等については、当面は「術後合併症」という傷病名を用いて算定して差し支えないとのことであるが、当該病名以外でどのようなものが考えられるか。

(答) 当面は「周術期口腔機能管理中」で算定して差し支えない。

【クラウンブリッジ維持管理料】

(問 2) 東日本大震災に伴う診療報酬等の特例措置において、クラウンブリッジ維持管理料に関しては、歯科補綴物やブリッジの装着日が震災によって診療録が紛失したため、不明になった場合に装着日から2年が経ったものと取り扱うことができる」とされている。「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療の取扱いの期間等について」(平成24年9月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡)において「診療報酬等の取扱いは、原則として、平成24年9月30日時点で利用している保険医療機関についてのみ、平成25年3月31日までの取扱いとする。」とされたところだが、クラウンブリッジ維持管理料に関する特例措置については、平成24年9月30日時点で利用している保険医療機関以外において、新たに利用される可能性もある。その場合は特例措置が利用できないことになるのか。

(答) クラウンブリッジ維持管理料に関する特例措置については、平成24年9月30日時点で利用している保険医療機関以外において、新たに利用された場合でも、当該措置を利用することができる。